

# ○競争参加者資格審査等事務取扱要領

[平成15年10月1日付け]

[15農畜機第152号-4]

改正 平成19年1月31日付け18農畜機第3855号  
平成20年3月28日付け19農畜機第4914号  
平成23年8月25日付け23農畜機第2238号  
平成23年9月28日付け23農畜機第2792号  
平成24年3月23日付け23農畜機第5068号  
平成26年12月8日付け26農畜機第3754号  
平成27年4月1日付け26農畜機第5824号  
平成28年3月31日付け27農畜機第5928号  
平成28年11月1日付け28農畜機第3790号  
平成29年2月24日付け28農畜機第5800号  
平成29年9月7日付け29農畜機第2986号  
平成29年9月29日付け29農畜機第3522号-1  
平成29年11月6日付け29農畜機第4021号-1  
令和元年10月1日付け元農畜機第3911号-2  
令和2年3月30日付け元農畜機第8095号-3  
令和4年1月26日付け3農畜機第5487号  
令和7年3月17日付け6農畜機第8200号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2。以下「契約事務細則」という。）第6条の規定に基づく競争参加者等の資格の認定等については、この要領の定めるところによる。

(競争参加者資格の設定)

第2条 契約事務責任者は、次に掲げる契約の種類ごとに、競争参加者に必要な資格を設定するものとする。ただし、特に必要がある場合には、次に掲げる契約の種類以外の種類について資格を設定することができるものとする。

- (1) 建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）
- (2) 物品の製造契約
- (3) 物品の購入契約

(4) 測量・建設コンサルタント等契約（調査、測量及び設計に関する契約をいう。以下同じ。）

(5) 役務等契約

- 2 前項各号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表に掲げるところによるものとする。
- 3 第1項の資格は、契約の種類ごとに、契約の予定価格に応じて区分した等級別に定めるものとする。

(公示)

第3条 契約事務責任者は、前条第1項の規定による一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格の設定及びその基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、特別の事情がある場合を除き、当該年度の開始2カ月前までに公示するものとする。

- 2 前項の公示は、契約事務責任者の指定する場所に掲示して行うものとする。  
(申請の時期)

第4条 契約事務責任者は、第2条第1項の規定により資格を定めた場合においては、特別の事情がある場合を除き、前条第1項の規定により公示した日から30日以内で、契約事務責任者が定める期間を業者等資格審査申請の時期として定めるものとする。

- 2 契約事務責任者は、第1項に定める期間にかかわらず随時同項の申請を受理することができるものとする。
- 3 契約事務責任者は、前2項の申請を受けたときは、別に定める基準により第2条第1項に定める資格を有するかどうか審査し、当該申請者を同条第3項の等級に格付けするものとする。
- 4 競争参加資格の審査は、3年に1回定期の審査を行うものとする。

(有資格者等)

第5条 次の各号の一に該当する者を有資格者とする。

(1) 前条の規定により等級の格付けされた者

(2) 第2条第1項第1号及び第4号の契約にあつては農林水産省大臣官房予算課の競争参加資格を有する者、同項第2号、第3号及び第5号の契約にあつては、国（中央省庁）の統一資格である「全省庁統一資格」を有する者

- 2 前項第1号の有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、申請の日の属する年度の翌年度からの3年度間（以下「有資格会計年間」という。）とし、随時の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。

(有資格者としない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者にしないものとする。

(有資格者としないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者として認めることができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

(8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

(9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

(有資格者名簿)

第8条 契約事務責任者は、第5条第1項第1号に規定する有資格者について、契約の種類ごとに有資格者名簿を別紙第1号様式（その1）により作成するものとする。また、閲覧に供するための名簿を別紙第1号様式（その2）により作成し、資格審査を担当する窓口において閲覧に供するものとする。

2 契約事務責任者は、第5条第1項第2号に規定する有資格者について、農林水産省大臣官房予算課の競争参加資格を有する者については農林水産省大臣官房予算課が作成する有資格者名簿を、全省庁統一資格を有する者については総務省が作成する有資格者名簿（全省庁統一資格）をもって、有資格者

名簿とする。

(資格審査の結果の通知)

第9条 契約事務責任者は、第4条第3項の規定により資格の審査を行ったときは、当該申請者に対して、資格がある場合は別紙第2号様式(その1)若しくは別紙第2号様式(その2)の資格確認通知書又は資格がない場合は別紙第2号様式(その3)の通知書により通知するものとする。

(変更の届出等)

第10条 契約事務責任者は、第5条第1項第1号に規定する有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合には、当該有資格者から、別紙第3号様式の競争契約参加資格審査申請書変更届により、速やかに、当該有資格者からその旨を届出させるものとする。

(1) 住所

(2) 商号又は名称及び電話番号(ファクシミリ(FAX)番号を含む)

(3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名

(4) 許可、登録等の状況

(5) 営業所の名称、所在地及び電話番号(ファクシミリ(FAX)番号を含む)

2 契約事務責任者は、前項の届出があったときは、速やかに、第8条第1項の有資格者名簿を訂正するものとする。この場合において、当初の資格の審査に基づき格付けされた等級に変更が生じたときは、当該有資格者に通知するものとする。

(資格の有効期間の延長)

第11条 契約事務責任者は、特別の事情により有資格会計年間の開始前に第4条第3項の規定による資格の審査を行うことができないときは、当該有資格会計年間についての資格の審査を完了するまでの間、前有資格会計年間の有資格者を当該有資格会計年間の有資格者とすることができる。

(資格の取消)

第12条 契約事務責任者は、有資格者が第6条の規定に該当することとなつたと認めるときは直ちに当該資格を取消し、有資格者が第7条の規定に該当することとなつたため当該資格を取消す必要があると認めた場合には、当該資格を取消すものとし、その旨を別紙第4号様式の資格取消通知書により当該有資格者に通知するものとする。

(業者等選定委員会の設置)

第13条 第2条第1項の規定による資格の設定、第4条第3項の規定による資格の審査及び第12条の規定による資格の取消し、指名競争契約について競争に参加する者の指名並びに独立行政法人農畜産業振興機構談合情報対応マ

ニューアル（平成 27 年 4 月 1 日付け 26 農畜機第 5824 号-9）に基づく入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）の審議については、業者等選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長は、契約事務責任者とする。
- 4 委員は総務部長、経理部長、経理部考査役及び総務広報課長とする。  
ただし、委員長は必要に応じて委員以外の理事、部長、考査役、審査役、課長又は室長を委員として指名することができる。
- 5 委員会の事務局は経理部に置く。
- 6 委員会は、委員長が招集する。
- 7 委員会は、3年に1回定期の委員会を開くほか、委員長が必要に応じて、随時開くことができる。また、独立行政法人農畜産業振興機構公益通報等取扱規程（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 農畜機第 4968 号）第 6 条により談合情報が通報された場合において、委員会を開くものとする。
- 8 委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 9 委員会の議決事項は、出席委員の 2 分の 1 以上の賛成をもって決定する。賛否同数のときは、委員長がこれを決定する。
- 10 委員会の議事内容は、公開しないものとする。
- 11 委員は、当該審議についての秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。
- 12 委員長が第 15 条、第 17 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定に基づき提出された申請書及び添付書類から判断し、その審査のために委員会を招集する必要があると委員長が特に認める場合を除き、事務局職員に一般競争（指名競争）参加資格申請書及びこれに係る添付書類を携行させて、当該競争参加者の認定等について委員の採決を図ることができるものとする。

（その他）

第 14 条 契約事務責任者は、本要領に定めのない事項に対処する必要がある場合には、委員会に諮るものとする。

## 第 2 章 競争契約

### 第 1 節 建設工事契約

（資格審査の申請に必要な書類）

第 15 条 建設工事契約について、競争参加するため第 4 条第 3 項の審査を受けようとする者は、別紙第 5 号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を機構

に提出するものとする。

- (1) 工事経歴書（別紙第6号様式）
- (2) 営業所一覧表（別紙第7号様式）
- (3) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書（提出日直近のもの）の写し（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）第一の四の1（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）
- (4) 業態調書（別紙第8号様式）（管工事を希望する場合のみ）
- (5) 納税証明書その3の写し
- (6) 暴対法第32条第1項各号に該当しない旨の誓約書・役員等名簿（等級の格付け）

第16条 契約事務責任者は、第4条第3項の規定により建設工事契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、次に掲げる事項を総合的に評価するものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める事項ごとの同条第2項の経営規模その他経営に関する客観的事項
- (2) 専門技術者の状況
- (3) 工事成績

## 第2節 物品の製造契約

（資格審査の申請に必要な書類）

第17条 物品の製造契約について競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第9号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を機構に提出するものとする。

- (1) 営業経歴書
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）
- (3) 財務諸表類（直前の2事業年度分）
- (4) 納税証明書その3の写し
- (5) 暴対法第32条第1項各号に該当しない旨の誓約書・役員等名簿

2 前項の規定により審査を受けようとする者が、物品の購入又は役務等に係る契約について第4条第3項の審査の申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(等級の格付け)

第18条 契約事務責任者は、第4条第3項の規定により物品の製造契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、その者の年間平均生産高、自己資本額、流動比率及び営業年数等を総合的に評価するものとする。

### 第3節 物品の購入契約

(資格審査の申請に必要な書類)

第19条 物品の購入契約について競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第9号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を機構に提出するものとする。

(1) 営業経歴書

(2) 登記事項証明書又は登記簿謄本(法人の場合)

(3) 財務諸表類(直前の2事業年度分)

(4) 納税証明書その3の写し

(5) 暴対法第32条第1項各号に該当しない旨の誓約書・役員等名簿

2 前項の規定により審査を受けようとする者が、物品の製造又は役務等に係る契約について第4条第3項の審査の申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(等級の格付け)

第20条 契約事務責任者は、第4条第3項の規定により機械その他の物品の購入契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、その者の年間平均販売高、自己資本額、流動比率及び営業年数等を総合的に評価するものとする。

### 第4節 測量・建設コンサルタント等契約

(資格審査の申請に必要な書類)

第21条 測量・建設コンサルタント等契約について競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第10号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を機構に提出するものとする。

(1) 測量等実績調書

(2) 技術者経歴書

(3) 営業所一覧表

(4) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）

(5) 財務諸表類(直前の2事業年度分)

(6) 納税証明書その3の写し

(7) 暴対法第32条第1項各号に該当しない旨の誓約書・役員等名簿

2 前項の規定により審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した場合にあっては、審査を受けようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、前項各号の書類の添付を省略することができる。

（等級の格付け）

第22条 契約事務責任者は、第4条第3項の規定により測量・建設コンサルタント等契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、その者の年間平均測量等実績高、自己資本額、流動比率及び営業年数等を総合的に評価するものとする。

#### 第5節 役務等契約

（資格審査の申請に必要な書類）

第23条 役務等契約について競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第9号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を機構に提出するものとする。

(1) 営業経歴書

(2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）

(3) 財務諸表類(直前の2事業年度分)

(4) 納税証明書その3の写し

(5) 暴対法第32条第1項各号に該当しない旨の誓約書・役員等名簿

2 前項の規定により審査を受けようとする者が、物品の購入又は製造に係る契約について第4条第3項の審査の申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（等級の格付け）

第24条 契約事務責任者は、第4条第3項により役務等契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、その者の年間平均取扱高、自己資本額、流動比率及び営業年数等を総合的に評価するものとする。

## 第6節 指名の基準

### (指名基準)

第25条 契約事務責任者は、有資格者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級に格付けされた者のうちから指名するものとする。ただし、指名する者の2分の1を超えない範囲において、当該等級の直近上位及び直近下位の等級に格付けされた者のうちから指名することを妨げない。

2 前項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないようにするものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 建設工事、物品の製造、物品の購入、測量・建設コンサルタント等及び役務等の成績

(4) 技術的適性

(5) 手持契約等の状況

(6) 地理的条件

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

3 契約事務責任者は、特に緊急なものであること、特別の技術を要すること、又は現に履行中の工事等に密接な関係を有する工事等を発注しようとする場合において、当該工事等を既に履行している者を選定する必要があること等の事由により第1項の規定によることが不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず競争に参加する者を指名することができる。

## 第3章 随意契約

### (随意契約登録者名簿)

第26条 契約事務責任者は、契約事務細則第28条第1項各号(ただし、第5号に規定する場合であって、随意契約の相手方が公共団体であるとき及び第6号を除く。)又は第2項各号に規定する随意契約によるときは、特別の事情がある場合を除き、第8条第1項の有資格者名簿の書式に準じ随意契約登録者名簿を作成し、当該名簿に登録された者と契約を行うものとする。ただし、第8条に規定する有資格者名簿に登録された者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱うことができるものとする。

2 前項の登録は、原則として申請に基づき信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる者につき行う

ものとする。

#### 第4章 雑則

(秘密の保持)

第27条 資格の審査並びに指名競争参加者及び随意契約の相手方の選定に従事する関係者は、当該審査又は選定についての秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(報告)

第28条 契約事務責任者は、有資格者の経営の悪化等その資格を保持させることが不相当と認める事由が発生したときは、直ちに、委員会に報告しなければならない。

(その他)

第29条 この要領に定めるもののほか、競争参加者資格審査に関する事務の取扱に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4)

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月31日付け18農畜機第3855号)

この要領の改正は平成19年度の定期申請分より適用する。ただし改正前の第5条の規定により有資格者等とされていた者は改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、平成19年6月30日まではなお有資格者等とする。

附 則 (平成20年3月28日付け19農畜機第4914号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月25日付け23農畜機第2238号)

この要領の改正は、平成23年8月25日から施行する。

附 則 (平成23年9月28日付け23農畜機第2792号)

この要領の改正は、平成23年9月28日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日付け第26農畜機第3754号)

本改正は平成26年12月8日から施行する。ただし、第4条第3項の規定に基づく資格審査に必要で、第15条に基づく申請書類については、平成27年度以降有効となる競争参加資格審査から受理するものとし、平成26年度における当該審査に必要な申請書類についてはなお従前の例による。

附 則 (平成27年4月1日付け26農畜機第5824号)

この要領の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日付け27農畜機第5928号)

この要領の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月1日付け28農畜機第3790号)

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 24 日付け 29 農畜機第 5800 号）

この要領は、平成 29 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 7 日付け 28 農畜機第 2986 号）

この要領は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日付け 29 農畜機第 3522 号-1）

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 6 日付け 29 農畜機第 4021 号-1）

この要領は、平成 29 年 11 月 6 日から施行し、平成 29 年 11 月 13 日から適用する。

附 則（令和元年 10 月 1 日付け元農畜機第 3911 号-2）

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日付け元農畜機第 8095 号-3）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 26 日付け 3 農畜機第 5487 号）

この要領は、令和 4 年 1 月 26 日から施行し、令和 4 年度の定期申請分より適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 17 日付け 6 農畜機第 8200 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

業種別区分表

1 建設工事

業種の区分	内容
1 土木一式工事 2 建築一式工事 3 大工工事 4 左官工事 5 とび・土工・コンクリート工事 6 石工事 7 屋根工事 8 電気工事 9 管工事 10 タイル・れんが・ブロック工事 11 鋼構造物工事 12 鉄筋工事 13 舗装工事 14 しゅんせつ工事 15 板金工事 16 ガラス工事 17 塗装工事 18 防水工事 19 内装仕上工事 20 機械器具設置工事 21 熱絶縁工事 22 電気通信工事 23 造園工事 24 さく井工事 25 建具工事 26 水道施設工事 27 消防施設工事 28 清掃施設工事 29 解体工事	建設業法第2条別表第一による区分とする

## 2 物品の製造

	業種の区分	内容(例示)
101	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
102	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP 製灯塔等
103	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
104	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具等
105	フォーム印刷	
106	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
107	図書類	書籍、新聞、出版等
108	電子出版類	CD-ROM 等
109	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
110	車両類	自動車、自動二輪、自転車等、特殊車両等
111	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
112	船舶類	
113	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
114	家具・什器類	木製家具、鉄製家具、建具、事務机、椅子等
115	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、施版、印刷事業用機械器具等
116	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電機等
117	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
118	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、光学機器等
119	医療用機器類	ベッド等
120	事務用機器類	裁断機、複写機、穿孔機等
121	その他機器類	厨房器具、消火器具、消化装置、防災器具、自動車用検査器具等
122	医薬品・医療用品	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
123	事務用品類	事務用品、文具等
124	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利等
129	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、資料、農薬、食品、その他

### 3 物品の購入

	業種の区分	内容(例示)
201	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
202	ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
203	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
204	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ(標体)等
205	フォーム印刷	
206	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
207	図書類	書籍、新聞、出版等
208	電子出版類	CD-ROM等
209	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
210	車両類	自動車、自動二輪、自転車等、特殊車両等
211	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
212	船舶類	
213	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
214	家具・什器類	木製家具、鉄製家具、建具、事務机、椅子等
215	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、施版、印刷事業用機械器具等
216	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
217	電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
218	精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
219	医療用機器類	ベッド等
220	事務用機器類	裁断機、複写機、穿孔機等
221	その他機器類	厨房器具、消火器具、消化装置、防災器具、自動車用検査器具等
222	医薬品・医療用品	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬等
223	事務用品類	事務用品、文具等
224	土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管等
229	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、資料、農薬、食品、その他

#### 4 測量・建設コンサルタント等

業種の区分	内容
1 測量	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 3 条に規定する測量業務
2 土地家屋調査	土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 3 条に規定する土地家屋調査事業
3 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタントに係る業務
4 建築士事務所	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条による登録を受けて営む業務
5 計量証明	計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 2 条に規定する計量証明業務
6 地質調査	地質調査業者登録規程第 2 条に規定する地質調査に係る業務
7 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する補償コンサルタントに係る業務
8 その他	その他の営む業務

#### 5 役務等

	業種の区分	内容(例示)
301	広告・宣伝	公告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
302	写真・製図	写真撮影、製図、製本等
303	調査・研究	調査、研究、検査等
304	情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
305	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
306	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
307	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、運営等
308	賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
309	建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
310	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
311	車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
313	電子出版	CD-ROM 製作等
315	その他	

## 等級格付けの基準

競争参加者資格審査等事務取扱要領（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 1 52 号-4。以下「要領」という。）第 4 条第 3 項に規定する契約の種類ごとの等級の格付けは、要領第 15 条から第 24 条までに規定する事項について、次に定める基準による。

第 1 建設工事契約の等級及び格付けの数値の算定方法は、次に掲げるところによる。

### 1 等級

#### (1) 土木一式工事及び建築一式工事

等級	土木一式工事		建築一式工事	
	工事の予定価格の範囲	総合数値	工事の予定価格の範囲	総合数値
A	2 億円以上	1,500 点以上	2 億円以上	1,200 点以上
B	5,000 万円以上 2 億円未満	950 点以上 1,500 点未満	1 億円以上 2 億円未満	1,000 点以上 1,200 点未満
C	2,000 万円以上 5,000 万円未満	750 点以上 950 点未満	3,000 万円以上 1 億円未満	800 点以上 1,000 点未満
D	2,000 万円未満	350 点以上 750 点未満	3,000 万円未満	800 点未満

#### (2) 土木一式工事及び建築一式工事以外の工事

等級	工事の予定価格の範囲	総合数値
A	7,000 万円以上	1,000 点以上
B	3,000 万円以上 7,000 万円未満	850 点以上 1000 点未満
C	3,000 万円未満	850 点未満

### 2 第 1 の 1 の総合数値の定義

総合数値とは、総合評定値通知書（提出日直近のもの）の建設工事の種類のうち、別紙第 5 号様式の申請書の競争参加資格希望工種区分に該当する種類の総合評定値（P）をいう。

なお、当該総合評定値（P）を要領第 9 条の規定により通知する資格確認通知書の客観点数とする。

第 2 物品の製造契約及び物品の製造契約以外の契約（要領第 2 条第 1 項に定め

る物品の購入契約及び役務等契約をいう。以下同じ。)の等級及び格付けの数値の算定方法は、次に掲げるところによる。

- 1 物品の製造及び物品の製造契約以外の契約の付与数値及びその基準は以下のとおりである。なお、総合数値とは、各項目の付与数値の合計とする。

項目	段階区分	付与数値	
		物品の製造契約	物品の製造契約以外の契約
年間平均(生産・販売・取扱)高	200億円以上	60	65
	100億円以上 200億円未満	55	60
	50億円以上 100億円未満	50	55
	25億円以上 50億円未満	45	50
	10億円以上 25億円未満	40	45
	5億円以上 10億円未満	35	40
	2.5億円以上 5億円未満	30	35
	1億円以上 2.5億円未満	25	30
	5,000万円以上 1.0億円未満	20	25
	2,500万円以上 5,000万円未満	15	20
2,500万円未満	10	15	
自己資本額	10億円以上	10	15
	1億円以上 10億円未満	8	12
	1,000万円以上 1億円未満	6	9
	100万円以上 1,000万円未満	4	6
流動比率	100万円未満	2	3
	140%以上	10	10
	120%以上 140%未満	8	8
	100%以上 120%未満	6	6
営業年数	100%未満	4	4
	20年以上	5	10
	10年以上 20年未満	4	8
機械設備等の額(物品の製造のみ)	10年未満	3	6
	10億以上	15	/
	1億以上 10億未満	12	
	5,000万以上 1億未満	9	
1,000万以上 5,000万未満	6		
	1,000万未満	3	
合計(最高点)		100	100

2 物品の製造及び物品の製造契約以外の契約の等級区分及び予定価格の範囲は以下のとおりである。

(1) 物品の製造の等級区分と予定価格の範囲

等級	予定価格の範囲	総合数値
A	3,000 万円以上	90 点以上
B	2,000 万円以上 3,000 万円未満	80 点以上 90 点未満
C	400 万円以上 2,000 万円未満	55 点以上 80 点未満
D	400 万円未満	55 点未満

(2) 物品の購入及び役務等の等級区分と予定価格の範囲

等級	予定価格の範囲	総合数値
A	3,000 万円以上	90 点以上
B	1,500 万円以上 3,000 万円未満	80 点以上 90 点未満
C	300 万円以上 1,500 万円未満	55 点以上 80 点未満
D	300 万円未満	55 点未満

第3 測量・建設コンサルタント等契約の等級及び格付の数値の算定方法は、次に掲げるところによる。

1 付与数値及びその基準は以下のとおりである。なお、総合数値とは、各項目の付与数値の合計とする。

項目	段階区分	付与数値
年間平均 測量等実績高	100億円以上	60
	50億円以上 100億円未満	55
	20億円以上 50億円未満	50
	10億円以上 20億円未満	45
	2億円以上 10億円未満	40
	1億円以上 2億円未満	35
	2000万円以上 1億円未満	30
	1000万円以上 2000万円未満	25
	500万円以上 1000万円未満	20
	300万円以上 500万円未満	15
	200万円以上 300万円未満	10
		200万円未満
自己資本額	10億円以上	10
	1億円以上 10億円未満	8
	1,000万円以上 1億円未満	6
	100万円以上 1,000万円未満	4
		100万円未満
流動比率	130%以上	14
	95%以上 130%未満	10
	75%以上 95%未満	6
	60%以上 100%未満	2
営業年数	25年以上	10
	10年以上 25年未満	8
	5年以上 10年未満	6
		5年未満
合計(最高点)		94

2 測量・建設コンサルタント等契約の等級区分と予定価格の範囲

等級	測量・建設コンサルタント等の予定価格の範囲	総合数値
A	1,000万円以上	80点以上
B	300万円以上 1,000万円未満	60点以上 80点未満
C	300万円未満	40点以上 60点未満

- 第4 第2及び第3の審査項目の定義については、次によるものとする。
- 1 審査基準日とは、申請日の属する年の1月1日（ただし、随時に審査の申出をする場合はその月の初日）をいう。  
なお、決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算が確定した日をいう。
  - 2 年間平均生産高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における主要製品の生産高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。
  - 3 年間平均販売高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における主要商品の販売高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。
  - 4 年間平均測量等実績高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の測量等実績高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。
  - 5 年間平均取扱高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の取扱高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。
  - 6 自己資本額とは、審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人である場合においては純資産の部における払込資本（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額で、新株予約権や評価・換算差額等は含まない。）の額を、個人である場合においては、期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額。以下同じ。）をいう。
  - 7 機械設備等の額とは、直前決算における機械装置、船舶、車両、その他の運搬具、器具及び備品の価格の合計額をいう。
  - 8 流動比率とは、直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率（小数点以下第2位を四捨五入）で表したものをいう。
  - 9 営業年数とは、事業を開始した日から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（年未満切捨て）をいう。

別紙第1号様式（その1）（第8条関係）

有 資 格 者 名 簿

登録年 月 日	登録番 号	名称又 は氏名	住所	電話 番号	F A X 番号	大手 中小 の別	業務 内容	登録業種区分 及び等級・審査数 値	備考

備考

- 1 用紙の大きさは、原則として、日本産業規格A列4横とすること。
- 2 業種は、契約の種類ごとに、業種別区分表により区分して記載すること。
- 3 登録年月日は、資格確認通知書又は登録確認通知書に記載した年月日とすること。
- 4 登録番号は、委任された者が適宜の方法により記入すること。
- 5 住所は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された住所とすること。
- 6 大手中小の別には、官公需適格組合の別を含める。
- 7 業務内容については、業種別区分表の業種の区分又はその内容等により記載すること。

別紙第1号様式（その2）（第8条関係）

有資格者名簿（閲覧用）

登録年 月 日	登録 番号	名称又 は氏名	住所	電話 番号	F A X 番号	登録業種区分 及び等級	備考

備考

- 1 用紙の大きさは、原則として、日本産業規格A列4横とすること。
- 2 業種は、契約の種類ごとに、業種別区分表により区分して記載すること。
- 3 登録年月日は、資格確認通知書又は登録確認通知書に記載した年月日とすること。
- 4 登録番号は、委任された者が適宜の方法により記入すること。
- 5 住所は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された住所とすること。

別紙第2号様式（その1）（第9条関係）  
（建設工事）

<p>資格確認通知書</p> <p>番号 年 月 日</p> <p>郵便番号 住 所 商号又は名称 殿 登録番号</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構契約事務責任者 氏 名</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">契約の 種類</th> <th style="width: 25%;">業 種 区 分</th> <th style="width: 25%;">等 級</th> <th style="width: 25%;">客 観 点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>有効期限 年 月 日</p>	契約の 種類	業 種 区 分	等 級	客 観 点 数				
契約の 種類	業 種 区 分	等 級	客 観 点 数						
<p>先に審査申請のあった 年度に係る一般競争（指名競争）参加資格について、審査の結果、次のとおり資格があると確認しましたので、通知します。</p> <p>なお、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）を、工事を一般競争に付する場合における競争参加資格として定めることとしていますが、次の業種区分に係る客観点数について、併せて通知します。</p> <p>おって、住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号及び連絡先等に変更があった場合は、直ちにその旨届け出てください。</p>									

備考：用紙の大きさは、適宜の大きさにすること。

別紙第2号様式（その2）（第9条関係）

（物品の製造、物品の購入、測量・建設コンサルタント等、役務等）

番 号		契約の 種類	業種 区分	等級
年 月 日				
資格確認通知書				
郵便番号				
住 所				
商号又は名称				
殿				
登録番号				
独立行政法人農畜産業振興機構契約事務責任者				有効期限
氏 名				年 月 日
<p>先に審査申請のあった 年度に係る一般競争（指名競争）参加資格について、審査の結果、次のとおり資格があると確認しましたので、通知します。</p> <p>なお、住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号及び連絡先等に変更があった場合は、直ちにその旨届け出てください。</p>				

備考：用紙の大きさは、適宜の大きさにすること。

別紙第2号様式（その3）（第9条関係）

	番 年	月	号 日
通 知 書			
郵便番号			
住 所			
商号又は名称			
殿			
独立行政法人農畜産業振興機構契約事務責任者 氏 名			
先に審査申請のあった 年度に係る一般競争（指名競争）参加資格について、審査の結果、資格がありませんので通知します。			

備考：用紙の大きさは、適宜の大きさにすること。

別紙第3号様式 (第10条関係)

競争契約参加資格審査申請書変更届 (建設工事、測量等、物品製造等)

令和 年 月 日

殿

登録業種名  
資格決定通知書の  
交付年月日・番号  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 年 月 日  
第 号

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 登載されている資格の審査を、表題の(建設工事、測量等、物品製造等)に○印を付すこと。
- 2 本様式に収まらない場合には、表面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

別紙第4号様式（第12条関係）

	番	号
	年	月
		日
資 格 取 消 通 知 書		
郵便番号		
住 所		
商号又は名称		
殿		
独立行政法人農畜産業振興機構契約事務責任者		
氏 名		
貴殿は、 年 月 日付け 第 号をもって資格確認通知書		
により、有資格者として通知しましたが、今回 の理由により、資格を		
取り消します。		

備考：用紙の大きさは、適宜の大きさとする。

別紙第5号様式(第15条関係)

(1)

様式1

01	1	新規	※02 受付番号	※03 業者コード	※05	06	令和 年 月 日
	2	更新	※04 許可番号	-	申請者の規模	適格組合証明	第 号

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 年度において、貴機構で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

独立行政法人 農畜産業振興機構 契約事務責任者 殿

07	郵便番号		-	
	フリガナ			
08	住所			
	フリガナ			
09	商号又は名称			
	フリガナ			
10	代表者氏名 (役職)		(氏名)	
	フリガナ			
11	担当者氏名			
12	電話番号		13 FAX 番号	
14	メールアドレス			
15	外資状況	1 外国籍会社 [国名: ]	2 日本国籍会社 [国名: ] (比率: %)	3 日本国籍会社 [国名: ][国名: ] (比率: %) (比率: %)
	16 営業年数			年

※欄については記載しないこと。(以下同じ)















(4)

※ 受付番号																			
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 業者コード																			
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号																
				市外番号	市内局番	番号														
		□ □ □ - □ □ □ □																		
		□ □ □ - □ □ □ □																		
		□ □ □ - □ □ □ □																		
		□ □ □ - □ □ □ □																		
		□ □ □ - □ □ □ □																		
		□ □ □ - □ □ □ □																		
		□ □ □ - □ □ □ □																		
		□ □ □ - □ □ □ □																		

記載要領

- 1 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載する。
- 2 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載する。
- 3 「電話・FAX 番号」欄には、上段に電話番号を、下段に FAX 番号をそれぞれ記載する。











(様式4)

※ 受付番号		※ 業者コード	
--------	--	---------	--

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号		
				市外番号	市内局番	番号
		□□□ - □□□□				
		□□□ - □□□□				
		□□□ - □□□□				
		□□□ - □□□□				
		□□□ - □□□□				
		□□□ - □□□□				
		□□□ - □□□□				
		□□□ - □□□□				
		□□□ - □□□□				

記載要領

- 1 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載する。
- 2 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 3 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載する。